

## 「婚外子差別裁判」敗訴報告——女性差別撤廃条約採択 30 周年に——

北沢杏子

### 1 はじめに

「原告人の上告を棄却する」——去る 2009 年 4 月 17 日、提訴（06 年 6 月）から 3 年間にわたり婚外子差別裁判を闘ってきた介護福祉士、菅原和之さんへの最高裁（最終審）判決は、僅か十数秒で終わった。その日、支援者の 1 人として最高裁小法廷傍聴席の最前列に座った私は、この裁判の敗因には、経済的理由から代理人（弁護士）を指定できなかった故の、彼の訴訟技術の稚拙さと同時に、我が国の司法の法規遵守一辺倒の現実を見たのだった。

本稿は、国連の「女性差別撤廃条約」採択 30 周年に湧く世界中の女たちの期待の高まりの渦中において、女性差別を放置するわが国の現状を、上記裁判の記録から実証しようとするものである。

### 2 女性差別撤廃委員会<sup>1</sup>（CEDAW）、4 度目の勧告

09 年 7 月 23 日、国連本部で開かれた CEDAW による審査会は日本政府に対し、女性差別撤廃条約<sup>2</sup>（1979 年採択）および採択議定書<sup>3</sup>（1999 年採択）に関する再勧告を行った。

そもそも日本政府が、この女性差別撤廃条約を批准したのは、採択 6 年後の 1985 年。同条約をより効果的なものにする採択議定書に至っては（すでに 98 ヶ国が批准しているにもかかわらず）先進国で批准していないのは米国と日本だけだ。採択議定書の効力については後述する。

ところで今回の再勧告は、前回 03 年 7 月に行われた「日本の性別役割に関するステレオタイプに基づいた行政を改変するため、(1) 子育ては母と父双方の社会的責任、(2) DV を含む女性に対する暴力への法整備、(3) 労働市場における両性の機会および賃金の均等、(4) 婚姻制度の民法改正、他 22 項目におよぶ懸念・要請・勧告の進捗状況の遅れ」を指摘するものだった。

この CEDAW による審査会には、日本から 80 人を超える NGO の代表が傍聴に駆けつけたが、日本代表の自民党・南野知恵子参議院議員（当時）は、「残念ながら取り組みは遅れている」。法務省代表（当時）に至っては「国民各層や関係方面でさまざまな論議があり、動向を注視しているところだ」と回答（「差別撤廃——政府発言は抽象的」, 2009; 「朝の風 CEDAW と言葉が通じない?」, 2009; 「女性差別解消、進めぬ日本 国連委勧告、期限切り対応迫る」, 2009）。各国の参加者の間からは失笑が漏れたという（「差別撤廃——政府発言は抽象的」, 2009）。さらに今回の審査会で、各議題を直接担当する内閣府の男女共同参画局長は、審査会直前の 7 月 7 日（09 年）に交代している。新局長は農水省から来た人物であり、この重要な

再勧告の最中に「ジェンダーの平等」の基本的認識もあやふやな人事をする政府の見識を疑いたい。

CEDAW からは、「すでに 2003 年に本条約 2 条で『女性差別となる民法の法修正・廃止を勧告した』にもかかわらず、夫婦別姓／婚姻最低年齢の男女平等／法律婚以外の婚外子への『嫡出でない子』の用語廃止／非婚外子への遺産相続二分の一を嫡出子と同率に／離婚後の女性の再婚禁止期間の短縮ほか 22 項目に対し、遅々として修正されていない差別的法規改正を促進せよ」の再勧告および追加勧告を含む 48 項目が提出され、終了した。

### 3 「選択議定書」 批准を求める動き

上記 CEDAW 審査会開催に先立ち、09 年 6 月末、CEDAW のプラミラ・パッテン委員が来日。政府関係者に対し「選択議定書」の早期批准を促した。

この議定書は、(1) 国内の司法ですべての手を尽しても性差別による人権侵害から救われなかった個人や団体が、委員会に直接通報すれば委員会が調査して、解決に必要な手段を政府に求めることができる。(2) 重大で組織的な権利侵害があるという情報を委員会に申し出れば、その国の協力を得て調査に乗り出せる、という国家間の正式の合意文書だ。

パッテン委員は、その実例として、オーストラリアから寄せられた個人情報「夫の暴力で妻が警察や裁判所に救済を求めたにもかかわらず、夫の拘束などの措置を取らなかったため妻は殺害され、その遺族からの通報を受けた。委員会は公務員の不適切な対応を指摘。政府に対し公務員の研修強化を要請した」というケースを紹介している（「正義を守る議定書『批准を』女性の人権侵害を救済 パッテン・女性差別撤廃委員に聞く」, 2009）。

本稿の婚外子差別裁判敗訴に関しても、日本政府が選択議定書を批准さえしていれば、十分に「個人通報」に価する事案であったはずであり、日本社会の「裁判の結果に不満だとして国際組織に通報するのは司法の独立の侵害」との通念も、CEDAW の、国を超えた救済に従わざるを得ない結果になったに違いない。

### 4 「なくそう婚外子差別、つくれ住民票」 裁判を支援して

本題に入ろう。「なくそう婚外子差別、つくれ住民票」裁判の原告、菅原和之さん（44）とパートナーは、その「信条」から事実婚を選び、02 年 7 月に第 1 子が誕生。居住地の区役所に「胎児認知届」を提出し、受理された。

日本の国籍法では、(1) 子は出生時に父または母が日本国民であるときは日本国民とするものとする。(2) 非嫡出子の場合でも、日本人父が胎児認知（民法第 73 条）をすることにより、

出生時に日本国籍を取得させることができる——となっていることから、彼は用心の上にも用心を重ねて、胎児認知届を提出したのだった。

ところが、子が誕生して出生届に出向いたところ、「法律婚子でない」として、父母との続柄欄の「嫡出でない子」に印をつけるよう強要された（出生届「父母との続柄」欄参照（See Figure A））。

この用語は女性差別撤廃条約委員会および子どもの権利条約委員会から再度にわたって、「非嫡出子の差別用語廃止」を勧告されてきた項目だった。彼がその旨を申し立てて拒否すると、区役所側は、「では付せん処理をします」と付せんを貼り、出生届を受理。それには、「母が届出をしないため同居人（出生届“届出人欄”参照（See Figure A））が提出。届出中に『嫡出でない子・女』の記入はないが、『嫡出でない子・女』と認め受理した」と、彼が最も避けたかったわが子の人権にかかわる差別用語が 2 度にわたって記入されており、出生届にコピーされて、第 1 子に終生、印されるものであった。

### 5 第 2 子には住民票作成までも拒否

3 年後の 05 年 3 月、第 2 子誕生。第 1 子と同じく胎児認知届を提出し受理されていたが、前回同様の付せん処理をされぬよう、父母との続柄欄を空欄のまま提出したところ、出生届まで不受理。その結果第 2 子は無戸籍となってしまった。

続いて住民票作成を求めると、区側は出生届不受理を理由に、その要請を受け入れなかったため、彼は 06 年 6 月、東京地方裁判所に提訴するに至った。

翌 07 年 5 月の判決（大門匡裁判長）は、住民票がないことによって「予防接種、児童手当、区立幼稚園・小学校などの学齢簿の編成、国民健康保険、パスポート取得、選挙権他の行政サービスが受けられないなどの不利益が生じる」。また、市区町村長には、住民票作成が困難な場合は職権調査の方法を行使してでも作成すべき義務があり、作成・交付しないのは住基法義務違反であるとして、「出生届不受理であっても住民票を作成せよ」と命じ、勝訴となった。これに対し区側は東京高等裁判所に控訴。菅原さんも受けて立ち、裁判は第 2 審に入った。

### 6 高裁、逆転敗訴に

07 年 11 月、東京高裁の判決（藤村啓裁判長）は、「両親の個人的信条で届出を怠っているだけで、例外的に住民票を認める場合には当たらない」と、原告の方に非があると見なし、さらに「日本の民法は法律婚主義を採用しており、嫡出子と非嫡出子を分けるのは差別とは言えない」と広言。住民票についても、「子は現在 2 歳であり、選挙権不取得の不利益は現実化して

おらず、その他の行政サービスは、手続きが煩雑であるとしても、住民票登録者と同じ扱いがなされるはず」として、逆転敗訴となった。

判決文の「煩雑であるとしても」の煩雑さは実に大へんなもので、予防接種や乳幼児への定期健診、児童手当、区立保育所・幼稚園の入所、入園手続きなど、その都度申請書を提出し、承認手続きを経て通知を受け取った後に実施という、いわば区役所に日参する労力を強いられるものであった。

こうした煩雑な日常生活の中でもなお、彼とパートナーはその「信条」を曲げることなく、親の信条が子に犠牲を強いる不条理に抗すべく最高裁判所に「上告理由申し立て書」を提出。これが受理されなければ、最高裁からは書面による判決決定書が郵送されるのみ、となっている。彼は A4 判 57 頁におよぶ上告理由書および上告理由補充書を提出し、上告は受理された。こうした経緯を経て、彼とパートナーは最高裁の終審判決に期待を寄せたのだった。

## 7 最高裁判所に提出した菅原氏の「上告理由書」

しかし、最高裁の判決は、本稿の冒頭に記したように「上告人の上告を棄却する」の僅か十数秒で、あっけなく終了。経済的理由から代理人（弁護士）を指定することができず、独り上告人席に座った彼と、向かって右側、被告席の区側の大勢の被告および区特約の弁護団の姿が対照的だった。

最終審での意見陳述こそ採択されなかったが、彼はおそらく、下記のように陳述したかたに違いない。最高裁に提出した上告理由補充書（08 年 12 月 18 日付）の最終頁にこう記している。

上告人ら（菅原、パートナー、第 2 子の 3 名）は、経済的な理由から代理人を指定しない本人訴訟により、この裁判を提訴した。しかし代理人を指定しないことによる訴訟技術の稚拙さが、上告人らの不利益になってはならないと考える。

憲法 32 条は「何人も裁判所において裁判を受ける権利を奪われぬ」と定めており、世界人権宣言は第 8 条で「すべて人は、憲法または法律によって与えられた基本的人権を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する」と謳っている。

訴訟技術ならびにそれを補う経済力は、万人に与えられているものではない。しかし、「基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利」は万人に与えられているものである。

09 年 5 月以降に司法制度改革（裁判員制度の導入）をめざしている「国民の司法へのアクセスを拡充する」ことは、上告人らのように代理人を指定する経済力を持たない者らをこそ救済すべきでなければならないと考える。どうか、「司法の行政に対するチェック機能の強化を図り、国民の権利を守る」という司法の使命を果たして頂きたい——と。（「平成 20 年（行ツ）第 35 号 住民票不記載処分取消等請求事件 上告理由補充書（2）」, 2008）

判決当日、こうした彼の切望と、そして私たち支援者の愁眉を僅かながら開かせてくれたのは、判決文に付記された今井巧裁判長の意見書であった。

私は（他の 3 人の裁判官の）「上告人母が出生届提出を怠っていることに、やむをえない合理的理由がない」とした多数意見に同調するものであるが、区長が上告人子につき、住民票の記載をしなかったことが、「住民基本台帳法上違法ということはできない」という多数意見とは見解を異にし、（1 審と同じく）住基法義務違反と考える。住民の受けるサービスは出生の時から始まるのであって、住民票に記載されないこと自体によって住民の側に重大な不利益が生じることは（略）明らかである——と。（「平成 20 年（行ヒ）第 35 号 住民票不記載処分取消等請求事件 最終審判決言渡全文」, 2009）

だが、女性差別撤廃条約委員会および子どもの権利条約委員会が再三勧告した“「非嫡出子」の差別用語によって上告人子が被るさまざまな不利益”については、一切触れようとしなないのはなぜか。

ここで思い出されるのは、08 年 6 月、フィリピン人母と日本人父の間に生まれ、生後に父が認知した婚外子 10 人（8～14 歳）が、母のフィリピン国籍ではなく、父の日本国籍取得を申し出た裁判だ。このとき最高裁大法廷（島田仁郎裁判長）の 4 人の裁判官は、両親が法律婚をしていないことを理由に日本国籍を認めない日本の国籍法を「違憲」とした判決を下している。本稿の婚外子差別裁判でも、同じく子どもの権利条約第 3 条の「子どもに最善の利益を！」の判決がなされてしかるべきだったのではないか。

それにしても、日本の婚姻制度は依然として、女性の 98.5%<sup>4</sup> もが疑うことなく自己のアイデンティティである姓を捨てて、夫の氏（姓）に組み込まれる家父長制の残滓と、子に差別のつけを負わせる仕組みになっていることを痛感せざるをえない 3 年間にわたる婚外子差別裁判支援の体験であった。

## 8 菅原氏から寄せられた手記 「私たちの信条と子どもの人権」

現行の婚姻制度では結婚に際し、どちらともが自分の姓を失いたくないと考えた場合、彼らのように「事実婚」を貫く以外に方法はない。彼とパートナーは、その信条をこう語っている。

現行の民法 750 条は、「夫婦は婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏（姓）を称する」とされ、一見、“夫の姓と妻の姓の選択は対等”に位置しているものの、実際には女性が改姓するのが当然と、9 割以上の女性が夫の姓を名乗っています。

私たちは「結婚によって自分の姓を犠牲にしなくてもよい」と考えました。しかし、犠牲を払わないことによって、私たちの子どもが「嫡出でない子＝正統でない子」という差別をされるのはおかしい。「入籍すれば、子どもは嫡出子＝正統な子になるのだから、法律婚をすればいいじゃないか」という人もいます。私たちは犠牲か差別かの、どちらかを選ばなくてはならないのでしょうか。

私たちがこだわっているのは形式的なことかもしれません。でも、形式だけでも犠牲や差別を拒むことが、差別のない生きやすい社会を次世代に渡していくことに、少しでも繋がるかもしれない——そんな期待をこめて、私たちは事実婚を続けているのです（菅原和之, personal communication, titled『北沢杏子様「私たちの信条」』, May 7, 2009)

入籍すればいい、たかが姓を変えるだけじゃないか——と考える人びとは少なくないだろう。現に最高裁の判決も男性裁判官たちの、「上告人母(女)が、出生届の提出を怠っているだけ」と断じた多数意見で敗訴が決定している。

結婚に際して多くの妻たちが、夫の姓に組み込まれるのを当然と受け入れ、その後、離婚、再婚、離職、再々婚、非正規雇用、老親介護、パート労働……と、めまぐるしく姓を変え、職を変え、居住地を変えざるを得なかった結果、「宙に浮いた年金記録」が社会問題化したのは記憶に新しいところだ。また、著名な弁護士、公認税理士・会計士、評論家らが、離婚後もそれぞれの公的業務で、一般に知られている知名度の高い離婚前の姓を使わざるを得ない立場にあり、心ならずもかつての姓を名乗っている例は、私の周囲を見廻しても枚挙にいとまがない。

こうした事例は、日本の婚姻制度に要因はあるとはいうものの、結婚にあたって自己の姓を相手の氏（姓）に組み込むことに疑念を抱かない女たちの側にも問題があるのではないだろうか。

08 年の国連「ジェンダーエンパワーメント（女性の意思決定参加度）指数<sup>5</sup>」によると、日本は 108 カ国中 58 位だという。女たちは本稿で述べたような性差別の事実を知り、しっか

り人権意識を固めなければならない。さらに憲法が保障する「思想信条の自由<sup>6</sup>」を、すべての女たちが獲得するために、一刻も早い「女性差別撤廃条約選択議定書」の批准<sup>7</sup>を促したい。そして、選択的夫婦別姓の導入／婚姻最低年齢の男女平等／女性の再婚禁止期間の短縮／現在二分の一の非嫡出子遺産相続分を嫡出子と同率に、ほか 48 項目に関連する法改正を政府に迫り、「女性差別放置国」の汚名を早急に返上しなければならない。

## References

- 「朝の風 CEDAW と言葉が通じない？」. (2009, August 7). 『しんぶん赤旗』.
- 北沢杏子. (2008, June). 「婚外子差別と子どもの人権」. 『あなたとわたしと性』, 87, 4-16.
- 「差別撤廃——政府発言は抽象的」. (2009, July 25). 『しんぶん赤旗』.
- 「女性差別放置する日本 6年ぶり国連委審査へ」. (2009, July 18). 『しんぶん赤旗』, Retrieved January 15, 2010, from [http://www.jcp.or.jp/akahata/aik09/2009-07-18/2009071805\\_01\\_1.html](http://www.jcp.or.jp/akahata/aik09/2009-07-18/2009071805_01_1.html)
- 「女性差別解消、進まぬ日本 国連委勧告、期限切り対応迫る」. (2009, September 12). 『朝日新聞』, p. 31.
- 「女性差別の撤廃 『日本は不十分』 国連委、『憤慨』表明」. (2009, August 18). 『朝日新聞』, p. 8.
- 「女性差別撤廃委始まる 日本の NGO も発言」. (2009, July 22). 『しんぶん赤旗』, Retrieved January 15, 2010, from [http://www.jcp.or.jp/akahata/aik09/2009-07-22/2009072201\\_02\\_1.html](http://www.jcp.or.jp/akahata/aik09/2009-07-22/2009072201_02_1.html)
- 「女性差別撤廃条約の施行停滞 国連で日本批判噴出」. (2009, July 25). 『しんぶん赤旗』, Retrieved January 15, 2010, from [http://www.jcp.or.jp/akahata/aik09/2009-07-25/2009072501\\_02\\_1.html](http://www.jcp.or.jp/akahata/aik09/2009-07-25/2009072501_02_1.html)
- 「出生届訴訟で敗訴確定 最高裁」. (2009, April 18). 『朝日新聞』, p. 29.
- 「正義を守る議定書『批准を』女性の人権侵害を救済 パッテン・女性差別撤廃委員に聞く」. (2009, June 27). 『朝日新聞』, p. 31.
- 土井たか子. (Ed.). (1984). 『「国籍」を考える』. 東京：時事通信社.
- 平成 18 年（行ウ）第 309 号 住民票不記載処分取消等請求事件, 1981 判時 9（東京地方裁判所 2007(H19.5.31)）
- 「平成 18 年（行ウ）第 309 号 住民票不記載処分取消等請求事件 第 1 審判決言渡全文」. (2007, May 31). Retrieved January 15, 2010, from [http://homepage3.nifty.com/k\\_sugawara/page013.html](http://homepage3.nifty.com/k_sugawara/page013.html)
- 平成 19 年（行コ）第 229 号 住民票不記載処分取消等請求控訴事件（事実婚夫婦の子の出生届不受理）, 1981 判時 9（東京高等裁判所 2007(H19.11.05)）[原審：東京地方裁判所平成 18 年（行ウ）第 309 号]
- 「平成 19 年（行コ）第 229 号 住民票不記載処分取消等請求事件 控訴理由書」. (2007, July 31). Retrieved January 15, 2010, from [http://homepage3.nifty.com/k\\_sugawara/page015.html](http://homepage3.nifty.com/k_sugawara/page015.html)
- 「平成 19 年（行コ）第 229 号 住民票不記載処分取消等請求事件 第 2 審判決言渡全文」. (2007, November 5). Retrieved January 15, 2010, from [http://homepage3.nifty.com/k\\_sugawara/page017.html](http://homepage3.nifty.com/k_sugawara/page017.html)
- 「平成 19 年（行サ）第 152 号 住民票不記載処分取消等請求事件 上告理由書」. (2007, December 27). Retrieved January 15, 2010, from [http://homepage3.nifty.com/k\\_sugawara/page018.html](http://homepage3.nifty.com/k_sugawara/page018.html)
- 「平成 20 年（行ツ）第 35 号 住民票不記載処分取消等請求事件 最高裁決定」. (2009, April 6) Retrieved January 15, 2010, from [http://homepage3.nifty.com/k\\_sugawara/page023.html](http://homepage3.nifty.com/k_sugawara/page023.html)
- 「平成 20 年（行ツ）第 35 号 住民票不記載処分取消等請求事件 上告理由補充書 (1)」. (2008, October 1). Retrieved January 15, 2010, from [http://homepage3.nifty.com/k\\_sugawara/page020.html](http://homepage3.nifty.com/k_sugawara/page020.html)
- 「平成 20 年（行ツ）第 35 号 住民票不記載処分取消等請求事件 上告理由補充書 (2)」. (2008, December 18). Retrieved January 15, 2010, from [http://homepage3.nifty.com/k\\_sugawara/page022.html](http://homepage3.nifty.com/k_sugawara/page022.html)
- 平成 20 年（行ヒ）第 35 号 住民票不記載処分取消等請求事件, 1482 裁時 3（最高裁判所 2009(H21.4.17)）[原審：東京高等裁判所平成 19 年（行コ）第 229 号, 第 1 審：東京地方裁判所平成 18 年（行ウ）第 309 号]
- 「平成 20 年（行ヒ）第 35 号 住民票不記載処分取消等請求事件 最終審判決言渡全文」. (2009, April 17). Retrieved January 15, 2010, from [http://homepage3.nifty.com/k\\_sugawara/page021.html](http://homepage3.nifty.com/k_sugawara/page021.html)
- 星野澄子. (1990). 『夫婦別姓時代』. 東京：青木書店.
- 「民主の政権公約、夫婦別姓を見送り」. (2009, July 15). 『朝日新聞』, p. 4.
- 「年金機構 設置の凍結を要請」. (2009, August 15). 『しんぶん赤旗』, Retrieved January 15, 2010, from [http://www.jcp.or.jp/akahata/aik09/2009-08-15/2009081504\\_02\\_1.html](http://www.jcp.or.jp/akahata/aik09/2009-08-15/2009081504_02_1.html)

Footnotes

- <sup>1</sup> 女性差別撤廃条約に基づく国際機関。投票で選ばれた 23 人の委員で構成されている。
- <sup>2</sup> 国連加盟国 192 カ国のうち、186 カ国が批准。
- <sup>3</sup> 各国から提出される女性差別問題に対し、国際的に支援する制度を規定した議定書。
- <sup>4</sup> 厚生省人口動態統計課、1986 年度の数値
- <sup>5</sup> こうした指数を公表することで、国際条約を意識した措置の推進を促すことができる。他にも「世界経済フォーラム」男女平等調査があり、日本は 130 カ国中 98 位。
- <sup>6</sup> 第 19 条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。
- <sup>7</sup> 09 年 9 月 29 日、千葉景子法相（民主党）は、「選択的夫婦別姓制度」を導入する民法改正案を、2010 年の通常国会に提出したい旨を発表したが、翌 30 日、鳩山首相は「時期尚早」との意見を示唆した。

Appendix

出生届		受理 平成 年 月 日		発送 平成 年 月 日				
		第 号		第 号				
平成 年 月 日届出		送付 平成 年 月 日		長印				
第 号		第 号		第 号				
長 殿		書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通知
(1)	生 子 の 氏 名 (よみかた)	氏 名		父母との続き柄		<input type="checkbox"/> 嫡出子 ( <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 ) <input type="checkbox"/> 嫡出でない子 ( <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 )		
(2)	ま れ 生 ま れ た と き	年 月 日		<input type="checkbox"/> 午前 時 分 <input type="checkbox"/> 午後				
(3)	た れ 生 ま れ た と こ ろ			番地番号				
(4)	住 所 (住民登録をするところ)	世帯主の氏名		世帯主との続き柄		番地番号		
(5)	生 ま れ た 父 母 の 氏 名 生 年 月 日 (子が生まれたとき の年齢)	父 年 月 日 (満 歳)		母 年 月 日 (満 歳)				
(6)	本 籍 (外国人のときは 国籍だけを書いてください)	番地番号		華頭者の氏名				
(7)	同居を始めたとき	年 月		(結婚式をあげたとき、または、同居を始め たときのうち早いほうを書いてください)				
(8)	子が生まれた ときの世帯と おんな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等 (官公庁は除く) の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が 1 人から 99 人 までの世帯 (日々または 1 年未満の雇用者を含む) <input type="checkbox"/> 4. 3 にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界 (日々または 1 年未満の契約 の雇用者は 5) <input type="checkbox"/> 5. 1 から 4 にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 (因勤業者の年… 年… の 1 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの子が生まれたときだけ書いてください)						
(9)	父 母 の 職 業	父の職業		母の職業				
その他								
届 出 人		<input type="checkbox"/> 1. 父 <input type="checkbox"/> 2. 法定代理人 ( ) <input type="checkbox"/> 3. 同居者 <input type="checkbox"/> 4. 医師 <input type="checkbox"/> 5. 助産婦 <input type="checkbox"/> 6. その他の立会者 <input type="checkbox"/> 7. 公設所の長						
住 所				番地番号				
本 籍		番地番号		華頭者の氏名				
署 名		印		年 月 日 生				
事 件 簿 番 号				日中連絡のとれるところ 電話 ( ) 自宅 勤務先 呼出 ( 方 )				

Figure A. 出生届の写し

**Facts behind the lost lawsuit to remove discrimination against children born outside marriage – 30 years since the International Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women**  
**Kyoko KITAZAWA**

The Committee on the Elimination of Discrimination Against Women (CEDAW) submitted a recommendation to the government of Japan to amend the civil code in 2003. This paper focuses on one of the 22 categories recommended, which was to remove the discriminatory term “illegitimate child,” used to refer to children outside marriage, from official documents. The fourth council, held in July 2009, reported on the progress related to the above recommendation. This paper documents the progress of the court case from the first to the final trial over a three-year period and depicts how the case was treated with silent contempt and ended with the loss of the lawsuit.

**Keywords:**

Committee on the Elimination of Discrimination against Women (CEDAW), “illegitimate child” , children born outside marriage, dual surname options